

独立行政法人住宅金融支援機構が発行するグリーンボンドの引受けについて

今般、みずほ証券株式会社（取締役社長：飯田 浩一）は、独立行政法人住宅金融支援機構（以下「住宅金融支援機構」といいます。）が2019年7月9日に条件決定いたしましたグリーンボンド（通称：住宅金融機構グリーンボンド）の引受主幹事を務めましたので、お知らせいたします。

住宅金融機構グリーンボンドで調達された資金は【フラット35】S^{※1}の技術基準を満たす住宅のうち「省エネルギー性に優れた新築住宅」を対象とした住宅ローン債権の買取代金に充当されます。なお、当社は住宅金融支援機構として初のグリーンボンドとなった1月債（条件決定：2019年1月11日、発行日：2019年1月21日）の引受主幹事も務めております。また、住宅金融機構グリーンボンドは、環境省が募集する「平成30年度グリーンボンド発行モデル創出事業^{※2}に係るモデル発行事例」として選定され、「グリーンボンドガイドライン2017年版」^{※3}に適合していることが、イー・アンド・イー ソリューションズ株式会社および株式会社日本格付研究所により確認されています。

当社は社会と〈みずほ〉の持続的な発展に向けて、金融機関として貢献すべき取り組みを積極的に推進しており、資本市場におけるESG（環境・社会・ガバナンス）債の専門的な情報収集、お客さまのESG債ストラクチャリングを支援するため、2017年にサステナブル・ファイナンス・デスクを設置し、その後2019年からサステナブル・ファイナンス室を新設して、これら取り組みを強化しています。

さらに、環境金融における専門性を高めるため、グリーンボンドの認証制度および気候変動対策投資を推進する国際NGOであるClimate Bonds Initiative^{※4}とパートナー契約を締結しています。

これらの取り組みにより、当社はグリーンボンドの引受けおよび販売を通じ、さまざまなお客さまの環境に配慮した活動および社会貢献への取り組みを全面的に支援しています。

当社は、日本の円建て債券市場でトップティアの取引シェアを確保しています。

また、海外市場では、お客さまのさまざまなニーズに応えるためのクロスボーダー債券取引を強化し、実績も着実に増加しています。

当社はグループの総合力を活用し、今後もお客さまの金融取引を通じた社会貢献への取り組みを全面的にサポートし、ESGをはじめとする債券の引受けを一層推進し、最良のサービスを提供してまいります。

以上

-
- ※¹ 「【フラット35】S」とは、全国300以上の金融機関が住宅金融支援機構と提携して扱う「全期間固定金利型住宅ローン【フラット35】」のうち、省エネルギー性、耐震性など質の高い住宅を取得される場合に、借入金利を一定期間引き下げる制度です
- ※² 「平成30年度グリーンボンド発行モデル創出事業」は、「グリーンボンドガイドライン2017年版」に適合し、かつ、モデル性を有すると考えられるグリーンボンドの発行事例について情報発信等を行う事業として環境省が選定したものです
- ※³ 「グリーンボンドガイドライン2017年版」とは、国際的に広く認知されている「グリーンボンド原則」との整合性に配慮しつつ、グリーンボンドに係る具体例や解釈を示したもので、国内におけるグリーンボンドの発行と投資をさらに拡大させることを目的として、環境省が2017年3月に作成したものです
- ※⁴ 「Climate Bonds Initiative」は、ロンドンに拠点を置く国際的な組織で、100兆円の債券市場を気候変動対策のために活用することを目的とし、低炭素・気候耐久経済への迅速な移行のために必要なプロジェクトや資産への投資を促進する活動を行っています